

静岡県児童相談所一時保護所棟増築工事 公募型プロポーザル 質問回答書

令和8年6月17日 回答

質問No.	資料名及びページ番号	質問内容	回答
1	要求水準書 P4	令和9年3月末の出来形検査の施工タイミングについて、基礎配筋完了時となるのか。	3月時点での進捗分で行うものとし、進捗により必ずしも基礎配筋完了まで求めるものではありません。
2	その他	既設改修工事の施工時間や日の制限はあるのか。	週休2日対象工事（週単位）であることを基本条件とし、行事等により施工不可の日が生じた場合は個別に協議することとします。
3	その他	周辺の市の土地を現場事務所や駐車場用地、資材置き用地として無償提供してもらえるのか。	周辺に提供可能な土地はありません。
4	配置図	増築棟を既存建物と渡り廊下で接続する場合、耐火建築物等の要求条件や既存建物の改修範囲についてご教示ください。	増築棟と既存棟は別棟として計画するため、増築棟に耐火要求はないものと想定しています。既存建築物の改修が必要となる範囲の確認は、提案に応じて設計者の責任において行ってください。
5	配置図	配置図において計画地北側に示されている塗りつぶし部分（目隠しフェンス）の意図についてご教示ください。	配置図に記載のとおりで、施工上撤去復旧が必要な範囲を示しています。
6	配置図	計画地南西側に設置されている門扉について、存置を前提とするものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	配置図 要求水準書 p5	既存一時保護所の改修が予定されているとのことですが、現時点でレイアウトや改修範囲、増築棟との接続位置に関する想定がありましたらご教示ください。	接続位置は配置図に記載のとおりです。既存棟のレイアウト及び改修範囲は令和9年度に設計を行います。
8	配置図 要求水準書 p5	既存一時保護所の職員動線について、現状の動線を変更することは可能でしょうか。また、増築棟との接続計画にあたり留意すべき条件がありましたらご教示ください。	公告資料のとおりその他、提案を求めます。
9	特記仕様書 工事仕様書 P5/P8	「ZEBReady以上」とあるが、寄宿舍であれば「ZEH-M」ではないか。またその場合の基準は「ZEH-M Oriented」であっているか。	ご指摘のとおり、「ZEH-M-Oriented」としますが、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に配慮した設計をお願いします。
10	特記仕様書 P5	「建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律の通知に関する業務」とあるが、用途が「寄宿舍」であれば性能評価書で省エネ適合判定を省略することもできるのではないかと。性能評価の取得は不要とし、省エネ適合判定のみの対応でよいかと。	住宅性能評価の取得は不要とし、建築物エネルギー消費性能適合性判定に適合させてください。
11	特記仕様書 P5	「申請先は静岡県建築主事を原則とする」とあるが民間確認検査機関への計画通知手続を行うことは可能か。	申請先は静岡県建築主事を原則とします。民間確認検査機関へ手続を行う場合は協議によります。
12	特記仕様書 P7	適用基準等の項目に「静岡県福祉のまちづくり条例」に該当にチェックがあるが、50室以下の寄宿舍であるため規制や届出の対象外と考えてよいかと。	お見込みのとおりです。ただし、福祉のまちづくりに配慮した設計をお願いします。
13	工事仕様書 P7	目安のGLが標高44.83に設定されたが、外構計画において既存棟のテラスの1段目は解体撤去せず、埋設することは可能か。	可能とします。
14	工事仕様書 P1-5	（工事仕様書） P1-5 各居室は引き戸の指定があるが、既存棟と同様、廊下側への引き込み（廊下側での片引き）が望ましいか。	居室側への引き込みは不可とします。
15	配置図	北側の植栽帯の撤去と復旧に関して、復旧する際に植栽帯の奥行を変更（縮小）して良いか。（減少する分の植栽帯は別途外構提案にて確保する前提として）	可能とします。
16	配置図	撤去予定の北東スロープ部分北側の土間を、雨水工事のため撤去したいが、復旧の必要があるか。あるいは外構提案の範疇として考えても良いか。	復旧の必要はなく、外構提案の範疇とします。
17	配置図	北西角の照明柱は「工事期間後は使用できるようにする」とあるが、より交差点側に移動したいため、2m程度の敷地内移動は問題ないか。	可能とします。
18	工事仕様書 P6	仕様書6ページ記載の玄関欄に記載のグラウンドへの動線は、新グラウンドと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
19	設計業務 特記仕様書 P2	市産木材の使用は、用途が限定されるため、県産木材と読み替えてよろしいでしょうか？	読み替えは認められません。

静岡県児童相談所一時保護所棟増築工事 公募型プロポーザル 質問回答書

令和8年6月17日 回答

質問No.	資料名及びページ番号	質問内容	回答
20	工事仕様書 P3	視線への配慮は、今後建設される可能性のある建物から、増築棟への視線でよろしいでしょうか？	今後建設される可能性のある建物や、道路通行者等の外部からの視線を意図しています。
21	工事仕様書 P4	トイレ（児童用）について洗浄便座は無しと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
22	工事仕様書 P6	渡り廊下（1）増築棟と既存棟が別棟と判断されるように計画する理由は消防法による別棟にしたいという考えからでしょうか？ご指示ください。	消防法のほか、建築基準法によります。
23	工事仕様書 P6	渡り廊下（2）既存棟と増築棟の接続する【学習室】は廊下になると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
24	工事仕様書 P7	既存棟の火災報知設備のメーカーをご指示ください。	既存棟の火災報知設備メーカーはホーチキ㈱です。
25	工事仕様書 P7	テレビ共聴設備が必要な室は居間と事務所兼休憩室と考えてよろしいでしょうか？	テレビ共聴設備は居間に設置してください。事務所兼休憩室に設置は不要です。
26	工事仕様書 P7	環境測定物質は記載のあるものに加えてエチルベンゼン・スチレンの計6物質の測定を行うと考えてよろしいでしょうか？	仕様書の記載を誤記とし、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの5物質とします。
27	工事仕様書 P8	既存棟は寄宿舎として申請手続きが行われていないと考えてよろしいでしょうか？その場合、建設時の申請用途をご指示ください。	建設時の申請用途は「事務所」です。単体規定上は「寄宿舎」として設計されています。
28	工事仕様書 P5	土壌汚染対策法に基づく地歴調査が必要な理由は有害物質を使用している既存施設があるためということでしょうか？	現時点で把握していないため、地歴調査内で過去に建設されていた施設の確認を行うこととしています。
29	工事仕様書 P5	BIMモデルの利用及び作成は本計画の対象外と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。ただし、BIMの利用を制限するものではありません。
30	プロポーザル説明書 P10	年度ごとの支払い限度額について年度ごとに出来高でのお支払いと考えてよろしいでしょうか？	限度額を上限とした出来高払いです。
31	プロポーザル説明書 P8	JVでの参加の場合静岡市との契約は代表する企業との契約と考えてよろしいでしょうか？	共同企業体として参加する場合は、共同企業体との契約となります。
32	プロポーザル説明書 P8	落札後の契約について、単独で設計契約は行わず、工事請負契約の中に含まれると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
33	参加表明書	JVで参加の際の参加表明書について参加希望者名は、代表する企業の名称でよろしいでしょうか？	共同企業体として参加する場合は、企業体名にて提出してください。
34	誓約書	JVで参加の際の誓約書について名称は、代表する企業の名称のみでよろしいでしょうか？	共同企業体として参加する場合は、企業体名にて提出してください。
35	工事仕様書 P7	増築棟の火災代表信号を既存棟の火災受信機2か所に表示させ、かつ2か所の火災代表信号を増築棟の受信機にも表示させるという事でよろしいでしょうか？	消防法に適合するように設備を設置してください。
36	工事仕様書 P7	増築棟に放送アンプとマイクを新設し、既設棟2か所にスピーカーを増設して放送設備より連絡させるということではよろしいでしょうか？	既存一時保護所棟から増築棟へ連絡できる放送設備を設置してください。
37	工事仕様書 P7	増設棟にも監視カメラを増設する必要がありますか？増設する場合は、本計画に含まないものとしてよろしいでしょうか？	増設する必要はありません。
38	工事仕様書 P7	使用するケーブル材はエコケーブルの使用が必須でしょうか。それとも、一般ケーブルでよいでしょうか。	エコケーブルを使用してください。

静岡県児童相談所一時保護所棟増築工事 公募型プロポーザル
質問回答書

令和8年6月17日 回答

質問No.	資料名及びページ番号	質問内容	回答
39	工事仕様書 P7	電話設備、機械警備、市政ネットワーク、一般ネットワークについて、既存児童相談所事務室までの空配管を設置することとありますが、それぞれ必要空配管サイズ、数、必要設置箇所をご教示ください。	機械警備用配管は不要です。電話設備、市政ネットワーク、一般ネットワークの空配管は既存児童相談所事務室から増築棟事務室兼休憩室まで配管してください。空配管の仕様はPF16とし、6本の配管を敷設してください。
40	工事仕様書 P7	上下水の接続箇所として、既設接続（既設一時保護所ではなく、相談所棟の系統）としておりますが、上下水道課へ相談済みと考えてよろしいでしょうか？	既設接続について、上下水道局水道部水道建設・維持課及び同局下水道部下水道維持課へ相談済みです。給水装置工事申込及び排水設備計画確認申請に係る協議については、受注者にて実施してください。
41	工事仕様書 P7	火災報知設備について、既存一時保護所、児童相談所棟へ連動させることとありますが、空き窓はあると考えてよろしいでしょうか。	既設火災受信盤に空窓はあります。
42	工事仕様書 P7	施設内放送として、既設建物に接続する必要がありますでしょうか。必要な場合は、アンプに空き容量はありますか？	空き容量がないため増設又は交換を想定しています。
43	工事仕様書 P7	非常呼出設備を設ける必要はありますか？必要な場合、既設建物への接続は必要はありますか？その場合、既設の警報盤の空きはありますか？	必要ありません。
44	工事仕様書 P7	トイレ呼出設備を設ける必要はありますか？設ける場合、既設へ接続する必要はありますか？接続する必要がある場合、空きはありますか？	必要ありません。
45	説明書	「公募型プロポーザル説明書」の4.参加資格(2)キ(P.2)乙型共同企業体(設計JV/建設)を組む場合、設計事務所はそれぞれが静岡市の「建築関係建設コンサルタント」の入札参加資格認定を受ける必要があり、随時認定の申請を行う必要がありますか？	必要です。
46	特記仕様書	「設計業務特記仕様書」の4.設計と条件(4)(P.2)設計条件に、アスベスト事前調査に関する記述hがありますが、今回の計画地には元々建物がないと見受けられます。アスベスト事前調査の対象物は何でしょうか？ご教示ください。その際、アスベストの分析・処理等は特殊な内容となっており専門業者への依頼が必要な内容であり、依頼費用等は別途(業務費には含まれない)と考えておりますが相違ないでしょうか。	既存棟の改修が生じる場合、石綿障害予防規則第3条に基づく事前調査を行うものとし、書面調査及び現場調査に係る費用は積算に含めること。分析調査が必要となった場合は、設計変更で対応します。
47	工事仕様書	「工事仕様書」◆ユニット構成室以外・渡り廊下(P.6)渡り廊下の接続先として、学習室外壁が示されています。学習室としての利用から廊下等へと変更する事を意図されていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	要求水準書	「要求水準書」4.(3)敷地の現況(P.6,7)一時保護所棟と相談所は別敷地の扱いで、隣地境界線が発生すると考えるべきでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
49	様式3	参加表明書はJVでの参加の場合、それぞれの会社で提出ですか？それとも共同企業体名で提出でしょうか？ご教示ください。	共同企業体として参加する場合は、企業体名にて提出してください。
50	様式4	連携協力企業は、共同企業体のメンバー以外の会社を記述するのでしょうか？ご教示ください。	お見込みのとおりです。
51	説明書 P5	記載事項に、「特定建設工事共同企業体協定書又は共同企業体協定書(乙型)【様式5-1、様式5-2】案でも可とする。ただし、技術提案書提出日までに正式なものを提出すること。」とありますが、正式なものの様式をご教示ください。	様式5-1、様式5-2に押印したものが正式なものとなります。
52	説明書 P2	参加資格(2)キ「建設関連業務については、令和8・9年度の入札参加資格の定期申請書類を提出済みであること。」とありますが、その上記文章に「認定資格を受けていないものは、令和8年7月8日までに契約課に本工事に参加予定である旨を意思表示の上・・・」とあるように、R8.7.8までに手続きをとる、のでよろしいでしょうか？	令和8年7月8日までに契約課に本工事に参加予定である旨を意思表示の上、随時認定の申請が受理された事で参加可能とします。
53	説明書 P5	p9 9参加表明書-(1)ウに「提出者名は本市の認定を受けている組織名」とあります。これは7月8日までに意思表示・申請をしてあればOKでしょうか？ご教示ください。	契約課に意思表示の上、申請受理までを要件としています。
54	様式5-2	「第3条 共同企業体協定書(本市が指定する様式に基づき作成した協定書をいう)」とありますが、様式5-2の後にある協定書のことでしょうか？	お見込みのとおりです。

静岡県児童相談所一時保護所棟増築工事 公募型プロポーザル 質問回答書

令和8年6月17日 回答

質問No.	資料名及びページ番号	質問内容	回答
55	様式5-2	「第8条 共同企業体の代表者は、当該共同企業体の中心的役割を担う履行能力を持ち、出資比率が構成員の中で最大であることとする。」とありますが、ここでの出資比率とは何を示すのでしょうか？	共同企業体の提案金額（総額）に対する各社の分担工事額の比率を示しています。
56	様式5-2	第11条に「当企業体の取引金融機関は、 とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。」とありますが、ここでの共同企業体は、口座を開設するのでしょうか？ 「共同企業体協定書第8条に基づく協定書」 分担額を記入するところがありますが、ここはどのような数字を記入すればよろしいのでしょうか？任意でしょうか？	口座については、代表者の名義であれば、新たに口座を開設する事までは求めません。 質問No. 55のとおりです。
57	その他	増築棟ができた後は、既存棟の食堂遊戯室、学習室の使われ方はどのようにイメージでしょうか？ 特に学習室は動線となりますが、食堂遊戯室も含めて、増築棟の子ども達も何らかの形で使うスペースとなるのでしょうか？ご教示ください。	既存棟改修工事（別途工事）後は、学習室は廊下、食堂遊戯室は学習室とし、増築棟の子ども達も利用するのが現時点での想定です。
58	設計業務特記仕様書 P2	「アスベスト事前調査」の対応はどこが対応しますか、また対象の範囲はどの部分でしょうか。	既存棟の改修範囲を対象とします。また、実施者は受注者とします。
59	その他	渡り廊下について、完了検査後に渡り廊下を接続するという考えでよいでしょうか。また、渡り廊下は「室内」として使うことを考えますか。「外気に面する通路」と考えますか。「別棟」として、既存棟と新棟を物理的に接続しないものと考えてよいか。	渡り廊下も含めて完了検査を受けてください。また、渡り廊下は既存棟と増築棟が別棟と判断できる計画としてください。
60	工事区分表	工事区分について、設備機器を元請が購入し下請に支給して施工をおこなう場合、機器購入業者と施工業者は同一でもよいですか？ 別業者とすべきですか？ また、工事区分表に沿って明確に作業分担すべきですか？ 工事の一部を別の工事区分に移してよいですか？	下請契約については「静岡県建設工事下請負の適正化に関する要綱」に基づき適正に契約してください。
61	その他	既存キュービクルのトランスの使用状況を教えてください（低圧・電灯）。	デマンド値はありませんが当初設計時では使用電力を105.3KWで想定しています。
62	その他	受電設備について、キュービクルの単相の空きブレーカーは50Aとなっているので、増設の必要がありますが、既存負荷設備の需要率など考慮してどの程度増設の余裕がありますか？	当初設計時での使用電力を考慮して設計してください。
63	その他	受電設備について、トランス容量を増やす場合、物理的に大きい新基準のトランスとなるので既存のキュービクルに収まらないことが予想されますが、おさまるとお考えでしょうか？ おさまらない場合、どのような解決方法を想定されているのでしょうか？	既存単相100KVAのトランスから新基準150KVAのトランスに更新しても既存キュービクル内に収まることを想定しています。
64	その他	キュービクル本体が機械室におさまらないことを懸念しております。本体交換はしないものとお考えでしょうか？	トランスの更新をしても既存キュービクル内に収まる見込みのため、既存キュービクル本体は再使用する想定としています。
65	その他	防災設備について、建物が分棟化されていますが、総合盤は事務所として、副受信盤の設置は必要ですか？	消防法に適合するように設備を設置してください。
66	説明書	入札参加資格に関し、静岡県入札参加の認定資格を受けていないものについて、「令和8年7月8日までに契約課に本工事に参加予定である旨を意思表示の上、随時認定の申請を行うこと」とありますが、静岡県 財政局 財政部 契約課に連絡のうえ意思表示することだけで要件を満たしますか。7/8までに書面・書類の提出が求められるのであれば、お教えください。	契約課に意思表示の上、申請受理までを要件としています。
67	説明書	入札参加資格取得のため諸々の手続きに時間を要すると思われるため、取得期限が気になります。「7月8日までに契約課に意思表示をする」ことで要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	質問No. 66のとおりです。
68	説明書	静岡県入札参加の認定資格の保有は、JV元請業者のみ必要でしょうか。一次下請以下の業者についても必要でしょうか。	共同企業体については、入札参加資格を必要とし、それ以外は不要です。
69	その他	外構工事に関し、既存施設の図面について、外構詳細図があれば情報開示いただきたいです。	別紙添付します。ただし、現況と異なる可能性があることに注意してください。
70	誓約書	連携協力企業も誓約書の提出は必要ですか。	不要です。
71	工事仕様書	渡り廊下は上足利用と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

静岡市児童相談所一時保護所棟増築工事 公募型プロポーザル
質問回答書

令和8年6月17日 回答

質問No.	資料名及びページ番号	質問内容	回答
72	工事仕様書	食事運搬用のワゴンは既存棟厨房から増築棟の居間まで運搬すると考えてよろしいでしょうか。	ワゴンは既存棟厨房から増築棟の玄関までの運搬です。
73	工事仕様書	食事運搬用のワゴンは玄関の上足部分に十分なスペースが取れる場合、玄関の土間部分に一時的に置くスペースを設けなくてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	その他	居室は、居間から廊下などを挟まずに直接アクセスできる形をとってもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。